

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）、介護保険法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、社会福祉法、介護保険法、省令及び国要綱において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 事業の目的は、高齢者等とその家族が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、地域住民が世代を超えて共に支え合い、日常の困りごとを地域住民と多様な活動主体が連携、協力し、解決できる地域づくりを推進することとする。

(事業の目的を達成するための目標)

第4条 前条の事業の目的を達成するために掲げる目標は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法第106条の4の規定による重層的支援体制整備事業の実施に当たり、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備すること
- (2) 介護保険法第115条の45第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、高齢者の日常生活を支援するため、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備すること
- (3) 「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることがないように高齢者の社会参加を促進すること
- (4) 既存の社会資源を最大限に活用できるよう、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体（以下「サービス提供主体」という。）の支援、協働体制の充実・強化を図ること

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は茅ヶ崎市とする。ただし、事業の全部又は一部について省令第140条の67に基づき、市が適当と認める者に委託することができる。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域支え合い推進員（以下「推進員」という。）の配置
- (2) 協議体の設置及び運営

(推進員の活動区域)

第7条 前条第1項第1号の推進員の活動区域は、次のとおりとする。

- (1) 市内全域を対象とする階層を「第1層」とする。
- (2) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年条例第43号）第2条に基づき市長が認定した地域コミュニティ（以下「まちぢから協議会」という。ただし、まちぢから協議会が設立されていない地域にあっては、地区自治会連合会とする。）の区域を対象とする階層を「第2層」とする。

(推進員の配置)

第8条 推進員の配置は、次のとおりとする。

- (1) 第1層にあつては、市職員を配置する。（以下「第1層推進員」という。）
- (2) 第2層にあつては、前条第1項第2号の活動区域ごとに、市が適当と認める者を配置する。（以下「第2層推進員」という。）

2 推進員は、その担当する階層、区域を越えて、相互に連携、協力し、その職務を遂行することとする。

3 第1層推進員及び第2層推進員は、情報交換及び課題の共有等を図るため、定期的に連絡会議を行うこととする。
(推進員の職務)

第9条 推進員は、第7条に規定する活動区域ごとに、次に掲げる事項を踏まえ、地域の社会資源を最大限に活用できるよう、多様な活動主体による様々な生活支援・介護予防サービスのコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進することとする。

(1) 社会資源の掘り起しと創出

- ア 地域の特性及び支援ニーズを把握すること
- イ 地域における社会資源の掘り起し（実態把握）を行うこと
- ウ 社会資源の見える化を推進するとともに情報発信を行うこと
- エ 地域に不足するサービスの創出のための多様な活動主体への働きかけと活動支援を実施すること
- オ サービスの担い手となる新たなボランティア等の養成を行うとともに、ボランティア等の組織化を支援すること
- カ 養成したボランティア等へ、フォロー研修・希望する活動へのマッチング等のアフターフォローを実施すること
- キ 既存団体の担い手の充実に向けた支援を実施すること
- ク 元気な高齢者等が担い手として活動する場を確保すること
- ケ 地域住民等への意識啓発及び事業に係る情報提供を実施すること

(2) 多様な活動主体間におけるネットワークの構築

- ア 地縁組織、地域活動団体及び地域包括支援センター等の関係機関（以下「関係機関等」という。）並びにサービス提供主体間のネットワークを構築すること
- イ 関係機関等及びサービス提供主体間の情報共有、連携、協働を推進する協議体を運営すること

(3) ニーズと取組のマッチング

- ア 地域の支援ニーズ等の把握に努めること
- イ 地域の支援ニーズ等とサービス提供主体の活動のマッチングを行うこと

(4) その他

- ア 第6条第1項第2号の協議体に必要な報告を行うとともに、連携・協働して事業を推進すること
- イ 前3号に掲げる業務について、市への報告及び市民への説明を行うこと

(推進員の資格要件等)

第10条 推進員の資格要件は特段設けないが、業務を行うに当たり次の事項を遵守できる者を配置することとする。

- (1) 市民活動に理解があり、地域のサービス提供主体との連絡調整を適切に行うこと
- (2) 地域のニーズに応えるよう、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点及び地域の公益的活動の視点を持ち、公平中立な立場で活動を行うこと
- (3) 市、関係機関等及びサービス提供主体と連携しながら活動すること
- (4) 国若しくは都道府県等が実施する推進員に関する研修を受講すること

(協議体の設置)

第11条 市長は、事業の円滑な実施に資するため、第1層及び第2層に第6条第1項第2号の協議体を設置する。
ただし、第2層協議体については、市長が適当であると認めるときは、第2層で開催される既存の会議体を活用することにより、協議体の設置に代えることができる。

(意見の聴取)

第12条 市長は、次の事項について協議体から意見又は説明を聴くことができる。

- (1) 推進員の活動の組織的な補完に関すること
- (2) 地域ニーズ、既存の社会資源の把握及び情報の見える化の推進等に関すること
- (3) 地域づくりにおける意識の統一に関すること
- (4) 企画、立案及び方針策定に関すること
- (5) 情報交換、関係機関等及びサービス提供主体への働きかけに関すること
- (6) その他生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に関すること

(協議体の構成員)

第13条 第1層協議体は、別表に掲げる機関等の代表者等（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 前項の構成員の定数は、20人以内とする。

3 構成員の任期は、「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間とする。

4 構成員は、再任されることができる。

(協議体の運営等)

第14条 協議体の運営等は、次のとおりとする。

- (1) 第1層協議体の会議は、市長が必要に応じて召集する。
 - (2) 第1層協議体の会議は、福祉部高齢福祉課高齢福祉課長がその議長となる。ただし、福祉部高齢福祉課高齢福祉課長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、議長の職務を代理する。
 - (3) 市長は、必要があると認めるときは、協議体の構成員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
 - (4) 市長は、必要があると認めるときは、第1層協議体に個別事案等を調査検討するための作業部会を設けることができる。
 - (5) 第1層協議体の庶務は、福祉部高齢福祉課職員である第1層推進員が処理することとする。
- 2 第2層協議体の運営等は、第2層推進員が行うこととする。ただし、第11条ただし書きの規定により、既存の会議体を活用する場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第15条 推進員、協議体の構成員及び前条第1項第3号の関係者は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市生活支援体制整備事業協議体要綱（平成28年8月1日制定）は廃止する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

茅ヶ崎市福祉部地域福祉課

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課

茅ヶ崎市第1層地域支え合い推進員

茅ヶ崎市第2層地域支え合い推進員

茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

茅ヶ崎市介護予防ボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター等）

茅ヶ崎市社会福祉協議会

茅ヶ崎市シルバー人材センター

茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会

茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会

茅ヶ崎市地区ボランティアセンター連絡会

茅ヶ崎ボランティア連絡会

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会

茅ヶ崎市老人クラブ連合会

特定非営利法人NPOサポートちがさき